

別表第三（第二条関係）

- 一 五-エチル-五-フェニルバルビツール酸（別名フェノバルビタール）及びその塩類
- 二 五-エチル-五-（一-メチルブチル）バルビツール酸（別名ペントバルビタール）及びその塩類
- 三 七-クロロ-一・三-ジヒドロ-一-メチル-五-フェニル-二H-一・四-ベンゾジアゼピン-二-オン（別名ジアゼパム）及びその塩類
- 四 十-クロロ-二・三・七・十一b-テトラヒドロ-二-メチル-十一b-フェニルオキサゾロ〔三・二-d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン-六（五H）-オン（別名オキサゾラム）及びその塩類
- 五 五-（二-クロロフェニル）-七-エチル-一・三-ジヒドロ-一-メチル-二H-チエノ-〔二・三-e〕-一・四-ジアゼピン-二-オン（別名クロチアゼパム）及びその塩類
- 六 七-クロロ-二-メチルアミノ-五-フェニル-三H-一・四-ベンゾジアゼピン-四-オキシド（別名クロルジアゼポキシド）及びその塩類
- 七 五・五-ジエチルバルビツール酸（別名バルビタール）及びその塩類
- 八 一・三-ジヒドロ-七-ニトロ-五-フェニル-二H-一・四-ベンゾジアゼピン-二-オン（別名ニトラゼパム）及びその塩類
- 九 二-フェニル-二-（二-ピペリジル）酢酸メチルエステル（別名メチルフェニデート）及びその塩類
- 十 一・二・三・四・五・六-ヘキサヒドロ-六・十一-ジメチル-三-（三-メチル-二-ブテニル）-二・六-メタノ-三-ベンザゾシン-八-オール（別名ペンタゾシン）及びその塩類
- 十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

令和7年11月20日現在